雇児発 0 9 3 0 第 1 号 社援発 0 9 3 0 第 1 1号 障 発 0 9 3 0 第 1 号 老 発 0 9 3 0 第 1 2号 平成 2 8 年 9 月 3 0 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長

> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略) 厚生労働省を健局長

吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びに アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について(依頼)

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」(平成 20 年 9 月 11 日付雇児発第 0911001 号・社援発第 0911001 号・障発第 0911001 号・老発第 0911001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長、同老健局長連名通知。以下「平成 20 年通知」という。)などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視一飛散・ばく露防止対策を中心として一」の結果に基づく勧告(以下「勧告」という。)が行われました。

つきましては、勧告を踏まえ、下記のとおり依頼いたしますので、貴管内の 社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方お 願いします。

## 1. 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、入所者等の安全対策に万全を期すために、平成17年8月より「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査」及びその後のフォローアップ調査を実施してきたところであり、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」(平成27年6月5日付雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長、同老健局長連名通知)において、未だ分析を実施していない社会福祉施設等については、各自治体において分析調査の実施時期を把握するとともに、適切な措置を講じるよう指導の徹底を行い、アスベスト対策に万全を期すようお願いしたところです。

今般、社会福祉施設等におけるアスベストの使用実態について、石綿障害 予防規則の改正や総務省行政評価局からの勧告を踏まえ、「調査対象建築物等」 を平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物 その他の工作物とするとともに、「調査対象建材」を吹付けアスベスト(石綿) 等に加え、アスベスト(石綿)含有保温材等に拡大するなど、これまでの調 査内容を見直した上で、改めて調査を実施することといたしました。

貴職におかれましては、社会福祉施設等におけるアスベストの使用実態を 的確に把握するため、アスベスト使用実態調査を適切に実施していただくよ う改めてお願いいたします。また、アスベスト使用実態調査に係る関係資料 (厚生労働省に対する報告文書、各社会福祉施設等への照会文書、社会福祉 施設等からの回答文書等)は適切に保存するとともに、石綿障害予防規則の 改正内容も踏まえ、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了 の場合には、管内の社会福祉施設等の管理者等に対して適切な対応が講じら れるよう、改めて指導を徹底していただきますようお願いいたします。

また、現時点において吹付けアスベスト等が安定し、飛散のおそれのない場合であっても、損傷や劣化、破損が生じた際には、アスベストの繊維が飛散するおそれがあるため、吹付けアスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する社会福祉施設等に対しては、平成20年通知の記載のとおり、関係法令等に基づき適切な措置を講じるよう、重ねて指導方お願いいたします。

## 2. アスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

アスベストを取り巻く最近の状況については、国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」の報告を踏まえ、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」(平成24年9月13日付基安化発0913第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)が発出されるとともに、平成25年度に開催された「建築物の解体等における

石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討の結果を踏まえた石綿障害予防規則の一部改正(平成 26 年厚生労働省令第 50 号)により、吹付けアスベストに加え、建築物等に張り付けられたアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(以下「アスベスト含有保温材等」という。)についても、損傷、劣化等により、アスベストがばく露するおそれがあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされたところです(平成 26 年 6 月施行)。

貴職におかれましては、管内の社会福祉施設等の管理者等に対し、アスベスト含有煙突用断熱材の適切な取扱いや石綿障害予防規則の遵守の徹底について注意喚起を行う等の周知をお願いいたします。

今後とも、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等によるアスベスト等の ばく露のおそれがある場所はもとより、アスベスト含有保温材等が安定して いて飛散のおそれのない場所であっても、破損の際にはアスベストの繊維が 飛散するおそれがあるため、引き続きアスベストの除去、封じ込め、囲い込 み等、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導するなど、労働関係部局、 建築関係部局、環境関係部局、医療関係部局等とも十分連携の上、社会福祉 施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いします。 「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として一」の結果に基づく勧告(平成 28 年 5 月 13 日)のうち厚生労働省関連事項(社会福祉施設等関係)抜粋

- 4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握
- (1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充

ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握、除去等の推進

## (エ)社会福祉施設等

厚生労働省は、平成 17 年度に、県市を通じ、8 年度以前に竣工した 社会福祉施設等について、主にレベル 1 のアスベスト含有建材の使用 実態調査を実施し、その後、フォローアップ(以下、フォローアップ を含め「社会福祉施設等アスベスト使用実態調査」という。)を実施し ている。

36 県市における社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の実施状況等を調査したところ、次のとおり、i)使用実態調査が適切に行われていないもの、ii)使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないものがみられた。

# (使用実態調査が適切に行われていないもの)

調査した36県市においては、厚生労働省の調査要領に沿って社会福祉施設等アスベスト使用実態調査が行われていたが、一部の県市において、次のとおり、適切に行われていない例がみられた。

- ① 厚生労働省のフォローアップ調査について、施設管理者等に照会せず、前回報告をそのまま流用して報告するなど、適切に実施されていないもの(5 県市)
- ② 厚生労働省が、平成 20 年 5 月に新 3 種アスベストの使用実態を含めて調査するよう通知しているにもかかわらず、それ以降、当該調査を行っていない、又は調査の実施の有無を確認できないもの(3 県市)

なお、このような事態が発生している理由について、調査した県市では、担当者が調査の実施を失念したこと、事務量の増加を懸念して調査を実施していないこと、関係資料が散逸していること等を挙げている。しかしながら、施設利用者等のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を的確に把握することは極めて重要であり、改善が求められる。

(使用された建材の分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていないもの)

社会福祉施設等アスベスト使用実態調査の結果(平成27年6月5日公表)によると、飛散・ばく露のおそれが判明したアスベスト建材については、調査した36県市の全ての施設で除去等の措置が完了しているが、このうち27県市では分析調査が必要な施設が残っており、その数は、①1施設以上10施設未満が13県市、②10施設以上50施設未満が8県市、③50施設以上100施設未満が3県市、④100施設以上が3県市で、合計1,038施設となっている。

こうした分析調査が未了となっている施設について、厚生労働省は、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について(通知)」(平成27年6月5日付け雇児発0605第1号・社援発0605第1号・障発0605第1号・老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長、同社会・援護局障害保健福祉部長及び同老健局長連名通知)において、県市に対し、分析調査の実施時期を把握し、施設の管理者等が適切な措置を講ずるよう指導を徹底することを依頼している。

今回、上記 1,038 施設の中から 819 施設(主に保育所、高齢者向けのデイサービスセンター、小規模作業所等)を抽出し、県市による分析調査の実施に関する指導状況を調査したところ、特段の指導を行っていないものが13県市に所在する516施設(抽出した819施設の63%)みられた。

指導が未実施となっている理由について、調査した県市では、民間施設が多く、また、明確な指導権限もないため、費用負担を伴う分析調査を行うよう指導することは難しいこと(8 県市)等を挙げている。しかしながら、施設利用者のアスベストによる健康被害を未然に防止する上で、アスベスト含有建材の有無を確定させることは極めて重要であり、アスベストによる健康被害のリスクを十分に説明し、適切な対応が講じられるよう、指導していく必要があると考えられる。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省及び国土交通省は、病院、社会福祉施設等 及び民間建築物におけるアスベストの使用実態を的確に把握し、その 除去等を進める観点から、次の措置を講ずる必要がある。

#### ① (前略)

また、<u>厚生労働省は、県市に対し、新3種アスベストの使用実態の</u>把握を含め、社会福祉施設等アスベスト使用実態調査を適切に実施し、 その関係資料を確実に保存するよう周知徹底するとともに、分析調査 が未了の施設において適切な対応が講じられるよう、改めて指導の徹

# イ アスベスト含有保温材等の使用実態の把握等

### (イ) 病院及び社会福祉施設等

病院及び社会福祉施設等については、調査対象県市ではアスベスト 含有保温材等の使用状況を調査しているものはみられなかった。

その理由について、調査対象県市は、①平成26年3月に石綿則が改正されたこと等の状況を承知していないことのほか、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査を行う場合、②厚生労働省から調査の実施について要請がないこと、③当該調査の実施に伴う施設所有者の負担や専門家による調査を行うための県市の経費負担が生じること等を挙げている。

既にアスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査が行われている学校施設等や地方公共団体所有施設の一部に対する調査結果をみても、アスベスト含有保温材等の使用が一定程度認められ、その損傷、劣化等によるばく露のおそれが指摘されており、これらの状況に鑑みると、地方公共団体所有施設、病院、社会福祉施設等について石綿則の遵守の徹底等に関する注意喚起やアスベスト含有保温材等の使用状況の把握とその損傷、劣化等の点検を進めていくことが必要と考えられる。

#### 【所見】

したがって、総務省及び厚生労働省は、アスベスト含有保温材等の 劣化、損傷等による施設利用者等の健康被害の発生を未然に防止する 観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① (略)
- ② <u>厚生労働省は、県市に対し、病院及び社会福祉施設等の所有者等</u> <u>に石綿則の遵守の徹底等について注意喚起するよう要請するととも</u> <u>に、アスベスト含有保温材等の使用状況に関する調査の実施を要請</u> すること。

## ※本勧告の全文は、こちらのURLからご覧になれます

http://www.soumu.go.jp/menu news/s-news/104144.html